

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	母子保健に関する事務(未熟児養育医療給付) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、母子保健に関する事務(未熟児養育医療給付)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務(未熟児養育医療給付)
②事務の概要	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれた体重2,000g以下又は生活能力が特に薄弱であって、医師が入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に要する養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①養育医療給付申請の受付、審査及び認定を行う。 ②所得階区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。
③システムの名称	1 団体内統合宛名システム 2 中間サーバー 3 エクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児養育医療給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、医療を必要とする未熟児に対して、養育医療の給付を行う。 具体的な手続き及びその使用するシステムは、 ①養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給-ア、イ、ウ ②養育医療の給付に要した費用の全部または一部を徴収-ア、イ、ウ ※エクセルファイルについては、パスワード管理を徹底する。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれた体重2,000g以下又は生活能力が特に薄弱であって、医師が入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に要する養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請を受け、申請書類に記載された内容を確認する。 ②所得階区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(ア)MICJET番号連携サーバー、(イ)中間サーバー、(ウ)エクセル	団体内統合宛名システム、中間サーバー、エクセル	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	中間サーバーファイル、エクセルファイル	未熟児養育医療給付情報ファイル	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26、70、87の項	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) 【別表第2における情報照会の根拠】：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっている項(70の項)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保険年金課	福祉部保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部 保険年金課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	福祉部保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) 【別表第2における情報照会の根拠】：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっている項(70の項)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項	事後	
令和7年7月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	事後	